

第538回（令和5年度第1回）鳥取地方最低賃金審議会

1 日時 令和5年7月7日（金）14時00分～

2 場所 鳥取第一地方合同庁舎 2階大会議室

3 出席者

【委員】

公益代表委員 石川委員、植木委員、佐藤委員、道前委員、中野委員

労働者代表委員 河村委員、北畑委員、寺田委員、森委員

使用者代表委員 北村委員、西本委員、花原委員、福嶋委員、米原委員

【事務局】

鳥取労働局 平川労働局長、高橋労働基準部長

片山賃金室長、市村賃金室長補佐、寺地労働基準監督官

4 議事

（1）会長及び会長代理の選任について

（2）鳥取地方最低賃金審議会の運営について

（3）鳥取県最低賃金の改正決定について（諮問）

（4）鳥取県最低賃金専門部会の設置について

（5）鳥取県最低賃金の改正決定に係る関係労使の意見聴取の方法について

（6）最低賃金審議会令第6条第5項の適用について

（7）鳥取地方最低賃金審議会審議日程について

（8）その他

5 資料目次

（1）第57期鳥取地方最低賃金審議会委員名簿

（2）鳥取地方最低賃金審議会運営規程

（3）年度別最低賃金改正一覧表

（4）鳥取県 費目別・世帯人員別標準生計費・費目別標準生計費（鳥取県）

- (5) 消費者物価指数 全国・中国地方県庁所在地別総合指数、鳥取市10大費目指数
- (6) 毎月勤労統計調査(全国・鳥取県)
- (7) 令和5年 春季賃上げ 各集計機関別集計状況
- (8) 鳥取県内の雇用情勢、最近の雇用失業情勢(令和5年5月)
- (9) 山陰の「企業短期経済観測調査」結果(2023年6月調査)(日本銀行松江支店)
- (10) 鳥取県の経済動向(令和5年7月号)(鳥取県)
- (11) 鳥取県内の経済情勢(令和5年4月)(財務省中国財務局鳥取財務事務所)
- (12) 鳥取県の経済動向(R5.1~R5.7)、鳥取県内の経済情勢(R5.1、R5.4)
- (13) 鳥取県企業経営者見通し調査(令和5年第2回)(鳥取県)
- (14) 法人企業景気予測調査結果(令和5年4月~6月期調査)(財務省中国財務局鳥取財務事務所)
- (15) 鳥取県 企業の休廃業・解散動向調査(2022年度)(株帝国データバンク鳥取支店)
- (16) 令和5年度「最低賃金に関する基礎調査」の概要、最低賃金に関する基礎調査対象産業表
- (17) 鳥取県最低賃金額と全国加重平均最低賃金額等の推移(平成25年~令和4年)
- (18) 令和4年度地域別最低賃金額及び業務改善助成金の周知・広報の実施結果等の報告
- (19) 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果推移表(鳥取県・全国)
- (20) 中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告
- (21) 令和5年度鳥取地方最低賃金審議会委員による事業場視察について(概要)
- (22) 鳥取県最低賃金の改正審議に資するための書面による意見聴取実施要領(案)
- (23) 2023年度最低賃金行政に関する要請書(日本労働組合総連合会鳥取県連合会)
- (24) 最低賃金の大幅引上げと全国一律最低賃金制実現を求める要請(全国労働組合総連合会中国ブロック協議会・鳥取県労働組合総連合)
- (25) 鳥取県の最低賃金を引き上げ、地域間格差の解消を求める請願書名

机上配付資料

1. 第66回中央最低賃金審議会資料

2. 令和5年度第1回目安に関する小委員会配付資料

追加資料1. 令和5年春季賃上げ各集計期間別状況（連合・経団連）

2. 要請書（最低賃金の大幅な引上げ及び中小企業支援の充実について）（鳥取県弁護士会）

6 議事内容

市村賃金室長補佐 ただ今から第538回鳥取地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。私は賃金室長補佐の市村と申します。どうぞよろしく申し上げます。

本日の委員の出席状況ですが、公益を代表する石川委員は1時間ほど遅れると聞いています。労働者を代表する山崎委員は欠席の御連絡を頂いており、現時点で15名の委員のうち13名御出席いただいております。会議は、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、委員の3分の2以上、又は各側委員の3分の1以上の出席があれば成立することになっています。本日の会議は、この定足数を満たし、有効に成立していることを御報告させていただきます。

本日の審議会は公開しており、4名の傍聴人がお見えになっております。傍聴人の皆様には、傍聴に当たっての遵守事項に従っていただきますようお願いいたします。

また、本日は報道の取材が入っていることを御報告します。

それでは、まず、鳥取労働局長の平川から御挨拶申し上げます。

平川労働局長 労働局長の平川と申します。本日は大変お忙しい中、お集まりいただき、誠にありがとうございます。また、皆様方におかれましては、日頃より労働行政の推進に当たり格別の御理解、御協力を賜っております。この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

昨年度の地域別最低賃金の審議でございますが、目安額が時間表示に一本化された2020年度以降の最高額となるDランク、30円の目安額が示される中での審議となりました。公労使の各委員の皆様には精力的に御審議を頂きまして、採決による取りまとめを行ったところ、時間額854円ということになりました。

本年度は、去る6月30日に厚生労働大臣から中央最低賃金審議会会長に対して、地域別最低賃金額改定の目安の諮問が行われました。当局といたしましても、この後、審議会

会長への改正諮問を行う予定としております。

6月16日に閣議決定されました骨太方針2023では、最低賃金につきましては、今年度は全国加重平均1,000円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会ですっかり議論を行うこと、また、今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図ることとされています。

そうした中、国といたしましては、中小企業が賃上げできる環境の整備に向けて、適切な価格転嫁対策や下請取引の適正化の推進、それから業務改善助成金等による中小企業の生産性向上支援策の推進などについて、政府全体として取り組んでいくこととしています。

これから夏の暑い季節に入ります。皆様方には大変御苦勞いただくことになるかと思いますが、本県における最低賃金を取り巻く諸情勢を十分に踏まえた御審議を行っていただきますようお願い申し上げます。冒頭の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

市村賃金室長補佐 では、続きまして、審議会委員の改選がございましたので、本日御出席の皆様を資料1の委員名簿の順に従い御紹介させていただきます。

席から左順に紹介させていただきます。

まず、公益を代表する委員としまして、植木洋委員です。

植木委員 植木と申します。よろしくお願いいたします。

市村賃金室長補佐 佐藤匡委員です。

佐藤委員 佐藤です。引き続きよろしくお願いいたします。

市村賃金室長補佐 中野聡委員です。

中野委員 中野です。どうぞよろしくお願いいたします。

市村賃金室長補佐 道前緑委員です。

道前委員 道前です。よろしくお願いいたします。

市村賃金室長補佐 次に、労働者を代表する委員としまして、河村正之委員です。

河村委員 河村です。よろしくお願いいたします。

市村賃金室長補佐 北畑仁史委員です。

北畑委員 北畑です。よろしくお願いいたします。

市村賃金室長補佐 寺田真理委員です。

寺田委員 寺田です。よろしくお願いいたします。

市村賃金室長補佐 森由香里委員です。

森委員 森と申します。よろしく申し上げます。

市村賃金室長補佐 次に、使用者を代表する委員としまして、北村一行委員です。

北村委員 北村です。よろしく申し上げます。

市村賃金室長補佐 西本行克委員です。

西本委員 西本です。よろしく申し上げます。

市村賃金室長補佐 花原秀明委員です。

花原委員 花原です。よろしく申し上げます。

市村賃金室長補佐 福嶋登美子委員です。

福嶋委員 福嶋でございます。どうぞよろしく申し上げます。

市村賃金室長補佐 米原正明委員です。

米原委員 よろしく申し上げます。

市村賃金室長補佐 次に、私ども事務局職員がこの4月1日付けの異動により一部替わりましたので、その紹介をさせていただきます。

局長の平川でございます。

平川労働局長 平川でございます。

市村賃金室長補佐 賃金係員の寺地です。

寺地労働基準監督官 寺地です。よろしく申し上げます。

市村賃金室長補佐 そして、私、室長補佐の市村でございます。

以上、どうぞよろしく申し上げます。

本日の審議会は、委員改選後の初めての審議会となりますので、会長及び会長代理が選出されるまでの間、事務局で議事進行させていただきます。

それでは、議事に入ります。

議事(1)の会長及び会長代理の選出についてですが、最低賃金法第24条第2項の規定により、会長及び会長代理は、公益を代表する委員のうちから委員が選挙することとされております。

選挙の方法につきましては、慣例では、委員から推薦を頂き、全ての委員の同意をもって決定しておりました。本年も同様の方法で進めたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

市村賃金室長補佐 ありがとうございます。それでは、会長及び会長代理について、ど

なたか御推薦いただけますでしょうか。

道前委員 では、会長に佐藤委員を、会長代理に中野委員を御推薦いたします。よろしくをお願いします。

市村賃金室長補佐 会長に佐藤委員、会長代理に中野委員の推薦を頂きましたが、御異議なければ承認頂いたということで、よろしいですか。

(異議なし)

市村賃金室長補佐 ありがとうございます。

全員の承認を頂きましたので、佐藤委員が会長に、中野委員が会長代理に選出されました。

それでは、佐藤会長、中野会長代理に御挨拶を頂きます。

佐藤会長 先ほど会長に選出していただきました佐藤です。よろしくをお願いします。

私自身は令和元年からこちらの委員をさせていただきまして、令和3年、4年と、会長を務めさせていただきました。正にパンデミックの真っ最中の審議会ということで、かなり大変でしたが、今年はやっとそのパンデミックが明けるのではといった状況での審議会ということで、気持ちを新たに進めていきたいと思います。

後ほど事務局から説明があると思いますが、今までの4ランク方式から3ランク方式になって、鳥取県はCランクということで、非常に、それがいいのか悪いのか、個人的にはあまり納得していないというか、なぜ鳥取がCランクなのかという気持ちもあるところではあります。皆さんと一緒にこの鳥取県の最低賃金の在り方について、また審議を進めていきたいと思います。

毎年申し上げますが、我々公益としては、あくまでも労働者側、使用者側、どちらに偏ることなく、中立の立場で双方の意見を聞かせていただいて、中立の立場でジャッジし、金額を策定するという姿勢を今年も貫かせていただきたいと思いますので、その点、よろしくお願ひしたいと思います。

中野会長代理 会長代理に選出されました中野です。

昨年に引き続き、会長代理として、会長をサポートしながら、会がスムーズに進むようにしていきたいと思いますので、どうぞ御協力のほどよろしくお願いいたします。

市村賃金室長補佐 それでは、佐藤会長、この後の議事進行につきまして、よろしくお願ひします。

佐藤会長 では、議事を進めます。

お手元の次第の2番目、鳥取地方最低賃金審議会の運営について、事務局から説明をお願いします。

市村賃金室長補佐 審議会の運営について御説明させていただきます。資料ナンバー2を御覧ください。

鳥取地方最低賃金審議会の運営に関する必要な事項は、鳥取地方最低賃金審議会運営規程に定められています。審議会及び議事録等の公開については、第6条に審議会の公開、第7条に議事録等の公開について規定しています。いずれも原則は公開の取扱いとなっておりますが、公開することにより個人情報の保護に支障を来す場合、個人や団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合、審議会の率直な意見交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長が審議会の非公開や議事等の非公開、一部非公開などとする事ができる取扱いとされております。

なお、議事録には発言された委員皆様の個人名と発言内容の全てを記載することとなっておりますので、あらかじめ御承知おきください。

また、議事録については、鳥取地方最低賃金審議会運営規程第7条第1項で、議事録は会長及び会長の指名した労働者代表委員並びに使用者代表委員の各1人の確認を得た上で作成するとされております。この議事録確認に関しましては、本年度も従来と同様に、会長に年間を通して議事録の確認を行う委員2名を指名することとされておりますので、会長から確認委員の指名をお願いします。

以上、審議会及び議事録の公開、審議会の開催方法及び議事録の確認につきまして、今年度の方針等を御検討及び確認をお願い申し上げます。

佐藤会長 ありがとうございます。

では、ただ今の事務局からの説明について、何か御意見、御質問等がありましたらお願いいたします。

(なし)

佐藤会長 近年の審議会は全て公開しておりまして、議事録も個人、団体名などの個人情報に関わるものを除いて公開の取扱いとしていますが、委員の皆様の異議がなければ、本年度も全ての審議会について従来どおり公開の取扱いとしたいと思いますが、いかがですか。

(異議なし)

佐藤会長 では、従来どおり、公開の取扱いとさせていただきます。

次に、議事録の確認委員につきまして、労働者側委員、使用者側委員各1名を、年間を通して指名したいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

佐藤会長 では、議事録の確認につきましては、労働者側を代表する委員として河村委員に、使用者側を代表する委員は西本委員にお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

河村委員 はい。

西本委員 はい、承知いたしました。

佐藤会長 では、よろしく申し上げます。

議事の3番目に進みたいと思います。鳥取県最低賃金の改正決定、諮問について、事務局から説明をお願いします。

市村賃金室長補佐 最低賃金法第12条によれば、地域別最低賃金の改正については最低賃金法第10条の例によるとされています。同条では、都道府県労働局長は、地方最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて地域別最低賃金の決定をしなければならないと規定されています。

それでは、鳥取県最低賃金改正の諮問を行います。

鳥取労働局長から会長へ諮問文をお渡しさせていただきます。

〔局長から会長へ諮問文を手交〕

佐藤会長 ただ今、平川局長から諮問文の方を受け取りました。

では、事務局で諮問文の読み上げをお願いいたします。

市村賃金室長補佐 諮問文を読み上げます。

鳥労発基0707第1号。令和5年7月7日。鳥取地方最低賃金審議会会長、佐藤匡殿。
鳥取労働局長、平川雅浩。

鳥取県最低賃金の改正決定について(諮問)。

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第12条の規定に基づき、令和5年度鳥取県最低賃金(昭和55年鳥取労働基準局最低賃金公示第1号)の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版(令和5年6月16日閣議決定)及び経済財政運営と改革の基本方針2023(同日閣議決定)に配慮した貴会の調査審議をお願いする。以上です。

佐藤会長 ありがとうございます。

それでは、事務局から、諮問に至る資料等の説明をお願いします。

市村賃金室長補佐 それでは、報道各社の皆様に申し上げます。撮影はここまでとさせていただきます。これ以降の撮影は御遠慮をお願いします。

それでは、資料等の説明に入ります。

資料ナンバーの3番から19番まで説明いたします。

〔資料説明〕

佐藤会長 ありがとうございます。では、資料の3番目から19番目まで、今、説明をしていただいた内容等で、何か御意見、御質問等ありましたらお願いします。

河村委員 毎年、この膨大な資料を御準備いただきまして、ありがとうございます。

先ほど御説明を頂いた資料でいくと、9ページです。標準生計費の記載がございます。この部分を見ると、例えば1人世帯の部分であれば、令和4年度においては9万3,300円ということで令和3年度よりも下がっている状況にあるわけですが、次の11ページのところを見ていただくと、消費者物価指数の令和4年においては、昨年同月比でも2.3%から、後半には4.7%というような物価上昇が見られています。物価が上昇したにもかかわらず、標準生計費が下がったところが感覚的に少し納得いかないところがあるのですが、その下がった要因がもし分かれば教えていただければと思います。以上です。

佐藤会長 ありがとうございます。では、事務局の方で御回答をお願いします。

片山賃金室長 ご質問につきまして、調べてみないと分かりませんので、次回、御回答させていただきます。

河村委員 よろしくをお願いします。

佐藤会長 ありがとうございます。では、その他、御意見、御質問ありますでしょうか。

非常に資料の量が多いため、今すぐというのはなかなか難しいかと思っておりますので、進めさせていただき、後でお気づきの点があればまた言っていただくことにしたいと思います。

では、引き続き、中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告及び令和5年度鳥取地方最低賃金審議会委員による事業場視察及び机上配付資料について、事務局から説明をお願いします。

片山賃金室長 本年4月6日に中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会が開催されました。資料ナンバー20が中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告ですが、この会議でのポイントにつきまして、109ページの、表題が

「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告について」という資料で説明させていただきます。

110ページに、目安制度の在り方についての説明を行っております。この中で、上側に丸が3つありますが、この項を読みますと、毎年度の地域別最低賃金改定に当たっては、中央最低賃金審議会より地方最低賃金審議会に対して目安を示すこととしている。この目安制度の在り方については、平成7年の全員協議会報告において、今後おおむね5年ごとに見直しを行うことが適当とされたことを踏まえ、ランク区分も含めて、おおむね5年ごとに見直しを行っている。平成29年の全員協議会報告では、ランク区分に用いる指標の見直し等について取りまとめ、今後の見直しについては、5年ごとに見直しを行い、平成34年度(2022年度)以後、当該見直しの結果に基づいて目安審議を行うことが適当であるとしている。これを受け、令和3年5月以降、計11回の全員協議会を開催し、令和5年4月6日に全員協議会報告を取りまとめたということでございます。

この取りまとめの内容、ポイントにつきまして、次のページ、111ページにまとめて示しております。主な部分を説明しますと、まず、1番目ですが、中央最低賃金審議会における目安審議の在り方です。この中では、主に3番目の部分になりますが、中央最低賃金審議会における議事の公開について、公労使三者が集まって議論を行う部分については公開することが適当との結論が示されたということです。

続きまして、2番目の、地方最低賃金審議会における審議に関する事項です。この中では、(1)目安の位置付けとして、目安は地賃、地方最低賃金審議会の審議において、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にするものであって、地賃の審議を拘束するものではないことを改めて確認したこと。それから、(2)に移りますが、ランク制度を維持することは妥当であることを確認した上で、47都道府県の総合指数の差が縮小傾向にあること、ランク区分の数が多ければ、ランクごとの目安の差により地域別最低賃金の差が開く可能性が高くなることなどを踏まえて、ランク数は4から3に見直すこと。それから、ランクの振り分けに当たり、Aランクの地域は現行のAランクと同じとし、BランクについてはAランクの適用労働者数と同程度とするなどの考え方を総合的に勘案し、決定したということです。(3)発効日についてですが、発効日は審議の結果で決まるものであること、それから、最低賃金法においても公労使で議論して決定できるとされていることについて、地方最低賃金審議会に周知することが適当とされました。

このようなポイントを今説明しましたが、この結果、112ページにあるとおり、本年

度から適用される目安のランク分けとして、左側の表にA、B、Cとありますが、鳥取県は新しくCランクということになりました。

なお、鳥取以外の中国ブロック県はBランクになっております。

以上、資料ナンバー20の説明を終わらせていただきます。

続きまして、令和5年度鳥取地方最低賃金審議会委員による事業場視察の概要について説明いたします。

令和5年6月16日金曜日に、鳥取地方最低賃金審議会委員による事業場視察を行いました。資料ナンバー21が事業場視察の概要をまとめたものです。視察事業場は、鳥取市河原町にあります株式会社エスマート鳥取南IC店で、委員の皆様の御了承を頂いて、本年度も公労使から1名ずつ、それから事務局3名の6名で視察を行わせていただきました。事業概要及び視察概要については、記載しております内容を御覧ください。

視察の後に行いました意見交換において、次のような意見がございました。この意見交換の部分は114ページの(3)になります。まず、最低賃金についてです。昨年度、最低賃金引上げ、これは33円でしたが、引上げなどを踏まえて、アルバイト職員を含む職員の賃上げ及び昇給を合わせて、令和4年度の人件費として1,764万円を支払ったということ。それから、ここ数年の最低賃金引上げを考慮して、今年度の人件費は最低賃金の引上げ額を40円と見込んで、最低賃金引上げにより800万円、それから昇給と合わせたものとして1,700万円を予算化しているということでした。また、アルバイトの賃金(時間額)については、最低賃金より高い額で設定しているが、最低賃金額の引上げにより、アルバイトの6割に影響が生じているという御意見がありました。

それから、人材確保の関係ですが、昨年度は10名採用の予定が半分の5名しか採用できなかった。最近では学生の企業選びとして、休みが暦どおり取れる業種、企業、これを重要要素としているため、小売業は不人気である。学生には、食に関することは生活に欠かせない、365日休まずにお客様に提供することは社会貢献になると説明しているということ。今年度は、大学生に対する内定が早まる状況を考慮して、当社でも内定を早めているけれども、今年の内定者は少ない状況であるということでした。これは、事業場視察の日の時点で1人の方が内定しているということでもございました。それから、離職率について、当社の離職率については、数年前までは10年で2割程度の低い離職率であったが、最近では増えてきた。特に高校生は休みがないなどの理由により離職が多い。しかし、エスマートの離職率は低い方だと思つたような御意見がありました。

視察状況としては、116ページの写真にありますとおり、このような形で視察をさせていただいております。

続きまして、机上配付資料の説明をさせていただきます。

〔資料説明〕

佐藤会長 ありがとうございます。

では、3点、説明をしていただいたところですが、何か御意見、御質問等がありましたらお願いします。また、先ほどの資料についても併せて質問等ありましたらお願いします。

(なし)

佐藤会長 では、現時点ではないということで、先に進めさせていただきます。

では、議事の4です。鳥取県最低賃金専門部会の設置について、事務局から説明をお願いします。

市村賃金室長補佐 お手元の最低賃金決定要覧の144ページを御覧ください。最低賃金法第25条第2項で、最低賃金の決定又はその改正について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない旨が定められております。そして、同条第3項で、専門部会は、政令で定めるところにより、関係労働者を代表する委員、関係使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織するとされております。これに関し、最低賃金決定要覧の149ページ、最低賃金審議会令第6条第1項で、専門部会の委員の数は9人以内とするとされております。

これに基づきまして、従来から公、労、使を代表する委員それぞれ3名、合計9名で専門部会は構成されております。以上です。

佐藤会長 ありがとうございます。

では、今年度、従来どおり公、労、使それぞれ3名で、9名で構成するということにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

佐藤会長 では、従来どおり公、労、使3名ずつ、合計9名で構成したいと思います。

では、次に、専門部会の委員の選任手続等について、事務局から説明をお願いします。

市村賃金室長補佐 先ほど御覧いただいた最低賃金決定要覧の149ページ、最低賃金審議会令第6条第4項では、地方最低賃金審議会に置かれる専門部会の関係労働者を代表する委員及び関係使用者を代表する委員の任命に当たっては、関係者に対し相当期間を定めて候補者の推薦を求めなければならないとされております。

つきましては、本日、審議会終了後、鳥取労働局と県内の労働基準監督署の掲示板に7月20日まで、専門部会の委員の推薦公示をいたします。また、鳥取労働局のホームページでもお知らせしたいと考えております。その後、委員は推薦のあった者の中から局長が任命することとなります。

専門部会委員につきましては、次回、第539回審議会において御報告させていただきます。以上です。

佐藤会長 ありがとうございます。それから、設置された専門部会の廃止についてですが、最低賃金審議会令、第6条の第7項に、最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする規定されていますが、あらかじめ本審議会の中で決めておくということですので、審議会が終われば、この専門部会を廃止するというところでよろしいですか。

(異議なし)

佐藤会長 では、そのようにしたいと思います。

それでは、5番目になります。最低賃金の改正決定に係る関係労使の意見聴取の方法について、事務局から説明をお願いします。

市村賃金室長補佐 意見聴取につきましては、ここ数年、次の三つの方法で意見を集約しまして、審議に反映していただいております。

まず一つ目、最低賃金決定要覧の144ページに、最低賃金法第25条第5項の規定により、最低賃金審議会は最低賃金の改正の決定について調査審議を行う場合は、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとしてされています。この意見を聴く方法につきましては、153ページ、最低賃金法施行規則第11条第1項で、都道府県労働局長は、最低賃金の改正決定について、最低賃金審議会に調査審議を求めた場合、遅滞なく、最低賃金審議会が第25条第5項の規定による関係労働者及び関係使用者の意見を聴く旨を公示すると規定されています。

これを受けまして、本日から7月27日まで、鳥取労働局と県内の労働基準監督署の掲示板に意見の募集公示を行います。また、鳥取労働局のホームページでも意見募集の記事を掲載します。

続きまして、二つ目になります。最低賃金法施行規則、第11条第2項において、公示により提出された意見書のほか、当該意見書を提出した者、その他の関係労働者及び関係使用者のうち適当と認める者をその会議(専門部会の会議を含む)に出席させる等により、

関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする規定されています。これを受けまして、本日から7月27日まで、鳥取労働局のホームページで意見発表者の募集も行う予定です。応募がございましたら、例年どおり、意見陳述人による意見陳述の場を設けたいと考えております。

続きまして、三つ目になりますが、意見聴取に加えて、従来から書面により使用者とその労働者の意見も聴取しております。今年度の改正審議に資するための書面による意見聴取実施要領等について説明させていただきます。資料の123ページの鳥取県最低賃金の改正審議に資するための書面による意見聴取実施要領案を御覧いただきたいと思います。

関係事業主及び労働者から意見聴取するため、例年、最低賃金に関する基礎調査で有効回答を頂いた事業所及びタクシー業事業所の事業主と労働者の中から、書面による意見聴取を行っており、本年度も例年同様に実施します。

実施要領の2に、今年度の選定基準をお示ししています。選定基準、事業場数は昨年度と同じ内容です。事業所選定方法については、124ページに示している基礎調査の対象の7業種とし、規模のくくりについて、10人未満、10人以上29人以下の2区分とします。また、選定地域は4市から各1事業所、全郡部で4事業所を選出します。これにより、112の事業所を選定します。なお、不足分については、ほかの階層から補填することで計画しています。

なお、基礎調査の対象となっておりませんが、タクシー業についても例年どおり対象とします。タクシー業については、県内4市を一くくりにして8事業所と、全郡部を一くくりにして4事業所を選定する方法で、合計で12事業所について選定します。合計では、先ほどの112プラス12の124事業所を全対象として実施する計画です。

以上の対象事業主及びその対象事業所で一番賃金の低い労働者1名を対象としまして、例年どおり、125ページの事業主に対します趣旨等を記載した依頼文と用紙並びに返信用封筒を送付するとともに、129ページに示します労働者用の用紙並びに返信用封筒を郵送して実施いたします。こちらの資料の赤字の箇所が昨年と変更した箇所になっております。

以上で私からの説明を終わります。

片山賃金室長 変更部分の説明をもう少し詳しくさせていただきます。

まず、意見書という部分ですが、今までここはアンケートという書きぶりになっておりました。意見聴取ということですので、意見書というような書きぶりに直させていただきます。

ております。

それから、125ページの関係事業所代表者宛ての依頼文ですけれども、中頃に「(タクシー業の場合、運転手)」ということを加えております。これは昨年、タクシー業から出てきた回答の中で運転手以外の労働者の賃金があったということがございましたので、ここを加えさせていただきます。

それから、127ページ、使用者用の意見書の案ですが、まず、問1は昨年まではコロナの関係の問いがありましたが、今年度はそれを外し、エネルギー費の高騰に関することと、人手不足に関することの問いを加えています。同様に問3についても、コロナ関係の問いをエネルギー費の高騰の影響という問いに変えさせていただきます。

それから、問6、問7の朱書き部分は、下請事業者という書き方でしたが、これだと、今まで頂いている回答の中で、協力会社はあるが、下請はないという回答があるものから、協力会社を含むというふうに加えさせていただきます。

そのほかは先ほどと同じです。

佐藤会長 ありがとうございます。では、意見聴取の方法について説明がありました。何か意見、御質問等ありましたらお願いします。

河村委員 127ページの使用者用の意見書ですが、今回新たに変更いただいた部分の赤字の部分です。このエネルギー費、あるいは人手不足の影響がありましたかという問いですが、恐らくこの聞き方だと、影響あるで終わってしまうと思うので、あらゆる影響が懸念される項目がある中で、どの項目が、一番影響が大きかったのかというところを見ようと思えば、複数回答でもいいと思いますので選択式という形にしてはどうかと思いましたが、発言させていただきました。以上です。

佐藤会長 ありがとうございます。

花原委員 例えば、賃金を改定するのに、エネルギー等の高騰も当然ですし、ただ、あと、価格転嫁ができたかどうかというのも大きな要因だと思います。価格転嫁ができれば、その分、例えば賃上げするのも原資が出ますから、だから、価格転嫁ができたか否かという問題と、エネルギーの高騰、それから人手不足、大体この3つぐらいの要素が大きいかと思います。

例えば公共投資の関連の売上が増えたか、それから、タクシーで限れば、インバウンド関連の売上が増えたかなど、いろいろな項目があると思うのです。今、河村委員が言われたように、エネルギーの高騰では、間違いなく100%あるという回答しかあり得ないと

思います。ですから、もう少し具体的に分かる設問がいいのではないかと思います。

佐藤会長 ありがとうございます。

では、御回答をお願いします。

片山賃金室長 そうしますと、問1の、の部分、これは、先ほど河村委員のおっしゃった、賃金改定を実施するに当たって最も影響のあったものは何かという形にさせていただきまして、選択項目としてはエネルギー費、人手不足、価格転嫁、公共投資、インバウンド、その他というような、6つの項目ぐらいでどうですか。

花原委員 もし、その他があれば、記入できるようにしてください。

片山賃金室長 その他には括弧をつけるという形で、ここを直させていただく方法でよろしいでしょうか。

河村委員 複数回答がいいのではありませんか。

片山賃金室長 では、もう一度確認させていただきます。賃金改定を実施するに当たって影響のあった項目は何かということで、エネルギー費、人手不足、価格転嫁、公共投資、インバウンド、その他、6項目、その他については括弧をつけさせていただきます。

問3はこのままだでもよろしいですか。

河村委員 なくてもいいかもしれませんね。

片山賃金室長 逆に、問3はなくてもいいですか。

河村委員 使用者の皆さんはどうでしょうか。

北村委員 まあ、ダブっていますね。

河村委員 ダブっていますよね。

片山賃金室長 では、なくてもよいということで、問3の方は外させていただきます。

北村委員 ただ、エネルギーの高騰については、諸問題がいろいろあると思いますが、ある面で一過性の部分があると思います。ただ、その中にも物価高のことも、エネルギーだけではないので、物価高騰もエネルギーと併せて入れてもらった方がいいと思います。

片山賃金室長 そうしますと、問1に立ち戻って、質問の選択項目に物価高騰も入れるということでいいですか。

北村委員 入れていただきたい。

花原委員 でも、物価高騰でやると、C P IとコアC P IとコアコアC P Iがあるので、一概に物価だけというのはなかなか難しい部分がありますよね。

北村委員 それは、いろいろな、諸外国の問題も何割かあると思うので、それがその後、

数年たって整ってくれば、状況や、環境も変わってくると思います。

西本委員 原材料高ですか。

北村委員 はい、原材料高です。というのは、この賃上げに対して製造業の中で、人手不足の解消に取り組む企業が増えています。何とか機械化によって一人でも半人でも省力化していきたいと思っても、メーカーに部品が入ってこないために、機械設備が入ってこないということが大きな問題になっていて、それが長々と尾を引いています。また、材料仕入れの、未入荷とか、そういう影響もあると思いますので、選択肢を細かくしていただきたいのです。その他の項で書けるようにしてもいいと思います。

西本委員 でも、北村委員、その辺の、物品の調達関係というのは大分改善されてきたと聞いていますがどうですか。

北村委員 いえ、それは、たくさんの方が順番を待っているのではなかなかです。

西本委員 そういうことですか。

北村委員 それと、やはり材料もかなり遅れ遅れになってきているので、そういうことの是正がまず先かなと思っております。

片山賃金室長 では、再度確認させていただきますが、問1につきましては、賃金改定を実施するに当たって影響のあったものは何かという問いをさせていただきます、内容といたしましては、エネルギー費、人手不足、価格転嫁、それから公共投資、インバウンド、それと、今お話しいただきました原材料費を加えさせていただいて、もう1つ、その他、括弧をつけたものの7項目にさせていただきます。よろしいですか。

(異議なし)

片山賃金室長 それから、問3については、問1と同様ということで削らせていただきまして、以降の問い番号が1個ずつずれていくという形でよろしいですか。

花原委員 これは、今列挙されたものに当てはまるのはどれですかということを、2つでも3つでも回答できればいいと思います。

片山賃金室長 そうですね、複数回答可とさせていただきます。

では、今のお話しいただいた内容に修正させてもらったもので調査を進めさせていただくということでもよろしいでしょうか。

(異議なし)

佐藤会長 ありがとうございます。では、先に進めます。

議事の6番目、最低賃金審議会令第6条第5項の適用について、事務局から説明をお願い

いいいたします。

市村賃金室長補佐 最低賃金決定要覧の149ページ、最低賃金審議会令第6条第5項に、審議会はあらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができるかとあります。

鳥取県最低賃金の審議につきまして、専門部会が全会一致となり第6条第5項が適用されますと、専門部会報告をもって審議会でも決議されたものとみなされ、労働局長宛て答申がなされますので、審議会の開催が省略されるため、発効日が早まる可能性があります。

昨今の審議会では、第6条第5項の規定の適用を決定していただいているところですが、今年度の鳥取県最低賃金の審議で適用するかどうかの御検討をお願いします。なお、第6条第5項が適用された場合であっても、専門部会での結審が全会一致に至らなかった場合には、審議会を開催し、専門部会の報告を受けて改正決定の審議を行った後に、労働局長宛て答申していただくこととなります。

佐藤会長 ありがとうございます。では、本年も例年どおり、専門部会の決議において全会一致となった場合は、本条項を適用していきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

佐藤会長 ありがとうございます。では、この条項の適用に当たりまして、最低賃金専門部会の決議において全会一致が前提となっておりますので、専門部会委員になられた方はぜひ全会一致になるように御協力をお願いしたいと思います。最近、全会一致ではないので、審議を尽くして全会一致を目指していきたいと考えております。

では、議事の7番目、鳥取地方最低賃金審議会の審議日程について、事務局から説明をお願いいたします。

市村賃金室長補佐 それでは、今後の審議日程についての説明をいたします。委員限りの資料として、令和5年度鳥取地方最低賃金審議会開催日程(案)をお配りしております。

次回の第539回鳥取地方最低賃金審議会を案として7月31日月曜日9時半とさせていただきます。この第539回の審議会では、中央最低賃金審議会の目安の伝達、特定最低賃金の改正の必要性の有無についての諮問などを予定しております。

次に、専門部会の日程(案)ですが、委員選出前のため、あくまで予定です。専門部会の日程は、本来は部会委員が決まってからとなりますが、本審の日程に沿った予定とする

必要がございますので、開催日程（案）ということで予定を上げております。

以上で、簡略ではありますが、説明を終わりたいと思います。

佐藤会長 ありがとうございます。次回、令和5年度の第2回目である第539回鳥取地方最低賃金審議会は7月31日で、この日に目安を伝えていただくということを予定していますが、昨年、目安が示されていなかったということがありましたので、一応、そのような場合はどうなるかという説明をお願いしてよろしいでしょうか。

片山賃金室長 現時点では、7月31日にはもう目安が示されていると考えておりますが、万が一遅れてこの日までに示されなかった場合には、審議日程を改めて組み直すという時間がないので、申し訳ございませんが昨年同様、本審はこのまま開催させていただき、それと、第1回目の専門部会も同日開催させていただきます。

目安伝達につきましては昨年と同様に、第2回目の専門部会で伝達させていただくということで御了承いただければ大変ありがたいと思っています。

佐藤会長 ありがとうございます。目安が示されるかどうか次第というところではあります。現時点では示されるものとしてこのように日程を組んでいただいております。ですので、目安が示されるという前提に立ってはいますが、この日程について何か御意見とか御質問等ありますでしょうか。

（なし）

佐藤会長 では、次回は7月31日の9時半からとなっておりますが、専門部会委員になられた方は、非常に短期間での集中審議となりますので、御協力をお願いしたいと思います。

では、議事の8番目、その他についてですが、事務局の方で何か御用意はありますでしょうか。

市村賃金室長補佐 その他といたしまして、3点御報告いたします。

まず、鳥取県最低賃金改正に関します、各種団体様から要請等が3件ございましたので、要請等の内容を説明いたします。

まず、資料の131ページを御覧ください。2023年6月2日に、日本労働組合総連合会鳥取県連合会会長、田中穂様から鳥取労働局長宛てに、2023年度最低賃金行政に関する要請書と題する要請書が提出され、要請がございました。

内容の概略を申し上げます。

今年の最低賃金決定については、日本経済を好循環に導くためにも、大幅な賃金引上げ

の流れを未組織労働者へも波及させることが重要です。また、原価の物価上昇は、最低賃金近傍で働く仲間の暮らしに大きな影響を及ぼし、最低賃金制度の果たすべき役割、機能への期待は一層増しています。

2022年度の改定の結果、地域別最低賃金は全国加重平均961円、鳥取県は33円引上げで854円となりましたが、年間2,000時間では年収200万円未満で、セーフティネットとしては不十分です。地域間格差も大きな課題で、額の差を改善しなければ、鳥取県から都市部へ労働力が流出し、経済回復、中小・小規模事業所の事業継続などが厳しくなります。

今、鳥取県に求められるのは、雇用の安定とともに、継続した人への投資です。最低賃金を引き上げ、最低賃金近傍で働く者の生活の安心・安全を担保することが最も重要な要素です。最低賃金の実効性を担保すべく取組を要請しますということで、何点か上がっております。

まず、1番、地域別最低賃金についてということで、(1)労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準に向けた改定額の決定、(2)早期発効に向けてとあります。

2番目が、最低賃金の引上げに向けた環境整備ということで、(1)労務費上昇分の適切な価格適正化に向けた対応、(2)業務改善助成金の活用促進。

3番、特定(産業別)最低賃金について。(1)特定(産業別)最低賃金の意義・目的を踏まえた審議会運営、(2)適用労働者数の適切な把握。

4、最低賃金の履行確保として(1)監督行政の強化等、(2)最低賃金の改定額を踏まえた公契約の見直しという内容で要請文を頂いております。

次に、資料135ページです。2023年6月8日に、全国労働組合総連合中国ブロック協議会議長、神部泰様と鳥取県労働組合総連合議長及び田中暁様の連名により、鳥取労働局長宛てに最低賃金の大幅引上げと全国一律最低賃金制実現を求める要請がありました。内容の概略を申し上げます。

日本の最低賃金は、2022年の改定では、最高の東京都が1,072円、最低の10県は853円と、219円の格差があります。鳥取県の最低賃金は854円と、218円の開きがあり、月150時間で12万8,100円にしかありません。物価高騰の下、この額では生活はできなく、長時間労働か賃金の高い地方で働かざるを得ません。

全労連と地方組織が取り組んでいる調査によれば、1人が暮らすには、全国、月24万円・時給1,500円以上必要であり、都市部と地方部との差はほとんどありません。労

働者の所得を底上げし、地域経済をあたため、人口減少に歯止めをかける確かな道として、最低賃金法を改正し、全国一律最低賃金制度の創設を求めるとともに、最低賃金1,500円以上を求めます。併せて、中小企業・小規模事業者が最低賃金の引上げに対応できる特別支援策と財政措置が求められ、公正取引のルール確立、社会保険料の減免など、整備を求めますとして、各項目が上がっております。

1、最低賃金を引き上げ、地域間格差を解消すること。2、全ての働く人に人間らしい生活を保障し、格差を是正するために、最低賃金法を改正し、生計費原則に基づく全国一律最低賃金制を実現すること。3、最低賃金の引上げに対応した中小企業・小規模事業者支援策の拡大、充実を講じ、企業間取引で下請業者いじめをさせない公正取引のルールの確立に向けた指導を徹底するよう、国や県、関係機関に求めていること。4、労働局が実施している業務改善助成金について、県の活用状況と政府の予算に対する執行状況を示していただくこと。5、地方最低賃金審議会の労働側委員の選任に当たっては、公正な任命に努め、推薦された候補者、選任の方法、基準、結果を一般公開すること。6、地方最低賃金審議会開催に当たっては、会議議事録についてのホームページ公開状況を示していただくとともに、全てを公開いただく旨の要請でございました。

これらの要請を受けまして、鳥取労働局として対応しまして、内容に応じて厚生労働本省へ報告並びに最低賃金審議会へ報告する旨回答しておりますので、御報告いたします。

続きまして、鳥取県労働組合総連合様から、鳥取県の最低賃金を引き上げ、地域間格差の解消を求める請願署名がありました。その表紙を資料ナンバー25に提出いたしております。

この請願趣旨の内容は、先ほどの要請とほとんど同じであります。あと、請願項目は、1、鳥取県の最低賃金を引き上げ、地域間格差を解消すること。2、最低賃金の引上げを円滑に実施するため、中小企業に対する支援を行うこととございました。全部で494筆分の記名がございました。署名につきましては、公益委員様の後ろの机に置いておりますので、後で御覧になっていただきたいと思います。

最後に、追加資料を御覧ください。7月4日付けで、鳥取県弁護士会会長、房安強様から、鳥取地方最低賃金審議会宛てに要請書、最低賃金の大幅な引上げ及び中小企業支援の充実についてが郵送されております。

内容をまとめますと、現在の鳥取県最低賃金854円では、労働者やその家族が十分に生活できるだけの収入水準が確保されているとは言い難いとする。地域別最低賃金を決

定する際の考慮要素とされる労働者の生計費は、都市部と地方部の間でほとんど差がないことが明らかである。消費者物価指数は上昇し、生計費が増大しており、最低賃金を引き上げる必要性が増している。賃金引上げを実施した中小企業者に対して、社会保険料の減免や減税、補助金支給等の長期的、継続的な支援策を実施すべきである。

上記を踏まえ、当弁護士会は、鳥取地方最低賃金審議会に対し、鳥取県の地域別最低賃金の大幅な引上げの答申を出すことを求め、政府に対し、中小企業の支援の充実を求めるとの内容です。以上です。

佐藤会長 ありがとうございます。

では、今、説明いただいた点について、御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

片山賃金室長 先ほど鳥取県労働組合総連合様から請願署名を御紹介いたしましたけれども、本日、実は追加で18名分の署名を頂いておりますので、これも同じく後ろに置きたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

佐藤会長 ありがとうございます。

それでは、議事の方はこれで終わりになりますが、今までのところで何か、御質問がありましたらお願いしたいと思います。

(なし)

佐藤会長 それでは、令和5年度1回目、第538回鳥取地方最低賃金審議会を終了します。本日はありがとうございました。